

欧州統合と独仏の経済関係

——ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の成立——

加 藤 浩 平

はじめに

近年の欧州統合の深化と拡大の中で、現代史研究において第二次大戦後その出発点となった「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community, 以下ECSU)への関心が高まっているように思われる。例えば、D・シュビーレンブルグ、R・ボワドパンの研究がそうである。⁽¹⁾ 現下の欧州統合の一層の深化は構成国の主権の制限を伴わざるをえないわけで、周知のようにそのことがメンバー国の中に少なからぬ反発を招いている。従って石炭鉄鋼生産のプールのために戦後初めて実現された「超国家機関」(High Authority)とはどのようなものであったのかという現代的関心がこうした研究動向の根底にあると思われる。この本の序言でEC委員会委員長長のJ・ドロールは、ECSUの成立は当面の目的に留まらず、その後今日にいたる欧州統合に対して強いインパクトを与えたと述べている。果たしてそうであろうか。というのもこの組織の運営は決して順調なものではなく、ローマ条約の成立に対して大きな役割を果たし得ず、ECSUはEEC組織に吸収された後、一九六八年には独立機関としては消滅してしまったからである。

しかしECSUの原型となったシューマン・プランには周知のように、西ドイツの基幹産業をヨーロッパ諸国

の「超国家機関」がコントロールすることによって、これを基盤としていたドイツの軍事的脅威を取り除こうとする政治的意思が込められていた。従ってかつての代表的なW・ディーボルトや、E・ハースの浩瀚な研究は、新しい経済的、政治的協調が欧州統合を実現させ西ヨーロッパに平和と安定を持たらすであろうとの熱い期待によって多分に動機づけられていた。しかしこれらの研究は、こうした波及効果の実証的分析については歯切れの悪い結論しか与えていない。ヨーロッパの石炭鉄鋼業がその後発国の追い上げにあつて斜陽産業に転落したという事情もあつてか、この間シューマン・プランに対する本格的研究が途切れていたが、一九九二年末EC統合フィーバーの中で、冒頭に述べたようにこの問題に対する関心が再び高まっているように思われる。⁽³⁾ ECSCの政治的側面を強調する研究が圧倒的に多いなかで、最近のA・S・ミルウォードやR・ジローの研究ではその経済的意義についても注目が払われている。確かにシューマン・プランのヨーロッパ統合志向の背後にはルールの石炭、コークスをロレーヌの鉄鋼業の原料として利用することによって自国の「近代化計画」(モネ・プラン)を達成しようとするフランスの経済的意図が見え隠れしていた。またより一般的に言うならば、石炭鉄鋼業は、広い産業連関を有する素材産業として景気変動の影響をもろに受けやすいという特殊性を有している。一九世紀中頃のベッセマー製鋼法により鉄鋼の大量生産が可能とされて以来、小数の巨大独占資本に生産が集中するが、これらの資本にとり景気変動から受ける影響を平準化することは決定的に重要であつた。戦前の「国際鉄鋼カルテル」による生産割り当てに見られるように、私的資本に対する市場規制がこの分野では既に試みられていたのであつて、戦後のヨーロッパの共同市場設立の第一歩がまさにこの分野で始まったことは故なきことではないのである。

ECSCの成立ないしシューマン・プランの提唱は政治的な意味合いが大きかったのか、それとも経済的により強く動機づけられていたのかという問題提起はあまり意味のあるものではない。またこれらがその後の欧州統

合にとってどれ程のインパクトを与えたのか測定することは不可能である。重要なことは、戦後の欧州統合の進展がフランスと西ドイツの両大国の宥和関係の形成なしにはありえなかったとすれば、シューマン・プランは善かれ、悪しかれこの関係形成の出発点となったことである。しかし、ECS Cが当初の目的を何一つとして満足に実現できなかったにもかかわらず、これはどのようにして独仏両国の宥和に結びついたのであろうか。本稿はこの問題に接近する手掛かりを得るためにシューマン・プランの提唱にまでいたる西側連合国側の、とりわけフランスによる対ドイツ占領政策へのアプローチの転換過程を分析してみたい。

従来のわが国の研究ではアメリカによるドイツ占領政策の分析が中心であり、フランスのドイツ占領政策の分析は手薄であつた。⁽⁹⁾ ルールの重工業資本の処理をめぐる⁽⁸⁾は、イギリスの「社会化政策」、アメリカのコンツェルン解体の方針と交錯しつつ、シューマン・プランにまで至るフランスの方針も二転、三転せざるをえなかった。こうした紆余曲折の舞台裏では連合国の外相会談の場での外交交渉が表面上は大きな役割を果たしたのであつて、この点に焦点を当てた、J・ギリングハムの最近の注目すべき研究は、ECS Cに端を発する欧州統合のプロセスは政治的、ないし経済的要因によって進行したのではなく、それはこの間の協調外交の成果であるとまで言い切っている。⁽¹⁰⁾ シューマン・プランの生みの親であるJ・モネ (Jean Monnet) は、西ドイツの軍事的脅威を取り除くためにルールの重工業カルテルを解体し、そのECS Cへの組み入れを意図したが、この重工業は周知のようにその後ECS Cの中で再編成されて復活する。それにもかかわらず西ドイツは統合ヨーロッパの脅威とはならなかったばかりか、統合の推進力になった。このことからただちにJ・ギリングハムの主張を受け入れるわけにはいかない。これには国際政治状況の変化が関係しているはずであるし、なによりも外交交渉の行方を下から規定していた独仏関係の経済的要因を無視しえないと考えるからである。

- (1) Dirk Spierenburg, Raymond Poidevin, *The History of the High Authority of the European Coal and Steel Community, Supranationality in Operation*, London, 1994. 最近のわが国の研究としては、廣田功『戦後改革』とフランス資本主義の再編『土地制度史学』第一三一号(一九九一年)、小島健「ヨーロッパ、石炭鉄鋼共同体の誕生—ベルギーの対応を中心として—」『土地制度史学』第一三四号(一九九二年)、石山幸彦「シュレーマン・プランとフランス鉄鋼業(一九五〇—一九五二年)—ヨーロッパ、石炭鉄鋼共同体の創設—」『土地制度史学』第一四〇号(一九九三年)がある。
- (2) William Diebold, Jr., *The Schuman Plan, A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, New York, 1959.
- (3) Ernst B. Haas, *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic Forces 1950-1957*, Stanford, California, 1958.
- (4) K. Schwabe, (ed.), *Die Anfänge des Schuman-Plans, 1950/51*, Baden-Baden, 1988; Michael J. Hogan, *The Marshall Plan, America Britain, and the reconstruction of Western Europe, 1947-1952*, Cambridge et al., 1987.
- (5) 例えば D. S. Landes, *Unbounded Prometheus*, p. 506, D. S. ランデス、石坂昭雄、富岡庄一訳、『西ヨーロッパ工業史—産業革命とその後—一九五〇—一九六八 2』(みすず書房、一九八二年)六〇四頁を参照。
- (6) Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe, 1945-51*, London, 1992 (Reprinted).
- (7) ルネ・ジロー (Rene Girault), 中島俊克 作道潤訳、「欧州統合と戦後フランスの対外政策—フランス経済の『近代化』との関連において—」『社会経済史学』第五八巻第三号(一九九二年)、同、廣田功、矢後和彦訳、「アメリカの対ヨーロッパ援助とヨーロッパ統合」『土地制度史学』第一四〇号(一九九三年)。
- (8) 以下の文献を参照。戸原四郎「西ドイツにおける戦後改革」『東京大学社会科学研究所編『戦後改革二、国際環境』(東京大学出版会、一九七四年)、真鍋俊二「アメリカのドイツ占領政策—一九四〇年代国際政治の流れのなかで—」(法律文化社、一九八九年)、柳沢治「ドイツにおける戦後改革と資本主義の転換—独占規制を中心に—」田中豊治、柳沢治、小林純、松野尾裕編『近代世界の変容—ウエーバー・ドイツ・日本』(リブポート、一九九一年)。尚視角が異なるが、豊下博彦『日本占領管理体制の成立—比較占領史序説—』(岩波書店、一九九二年)、渡辺尚「ラントとプント—西ドイツ政治・経済空間の形成過程—」諸田実、松尾展成、小笠原茂、柳沢治、渡辺尚、E・シュレンマー『ドイツ経済の歴史的政治・経済空間の形成過程—」

空間—関税同盟・ライヒ・フントー』(昭和堂、一九九四年)をも参照。

(9) 次の文献を参照。F. Roy Willis, *The French in Germany 1945-1949*, Stanford, California, 1962, F. R. Willis, *France, Germany, and the New Europe 1945-1967*, Stanford et al., 1968. 更に「英」米占領軍に対比した仏占領行政の簡潔な特徴(「けと」) Alfred Grosser, *Geschichte Deutschlands seit 1945: Eine Bilanz*, München, 1974, SS. 81-87, アルフレート・グロセール、山本尤三、島憲一、相良憲一、鈴木直訳『ドイツ総決算』一九四五年以降のドイツ現代史(社会思想社、一九八一年)八七—九二頁を参照。

(10) John Gillingham, *Coal, steel, and the rebirth of Europe, 1945-1955, The German and French from Ruhr conflict to economic community*, Cambridge et al., 1991, p. xii.

一 ECSC 成立にいたる関連事項

一九五〇年五月九日、フランス外相 R・シューマン (Robert Schuman) は独仏のすべての石炭、鉄鋼生産を一つの「超国家機関」の管轄下におき、他のヨーロッパ諸国にもここへの参加を呼び掛けるシューマン・プランを提唱した。ほぼ一年に渡る困難な交渉を経て、一九五一年四月一八日に、フランス、西ドイツ、イタリアおよびベネルクス三国の代表が「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」(ECSC) の設立のためのパリ条約に調印し、この条約は翌年七月二三日に施行されることになった。ECSC の本部はルクセンブルグに置かれた。一九四五年五月一八日のドイツの無条件降伏以降事ここに至るまでのルールの重工業に関わる関連事項を以下の行論の便宜上、年表風にまとめておこう。⁽¹⁾

一九四五・六・

イギリス軍政は「北ドイツ石炭管理部」(NGCC) を設立。

九・一〇—一〇・二 第一回連合軍四国外相会談(ロンドン)、フランスはルール地域のドイツからの

分離を主張、ソ連はルール地域の連合軍四国管理を主張する。

一九四六・三・二六 連合國管理理事会が占領ドイツ全域での「第一次工業水準計画」を決定する。

四・二五―七・二二 第二回外相会談（パリ）。

一一、四―二・二一 第三回外相会談（ニュー・ヨーク）。

一二・二三 ザールがフランス関税同盟に併合される。

一九四七・一・一 「英米統合占領地区」が形成される。

三・一〇―四・二四 第四回外相会談（モスクワ）、フランスは「アルファン計画」を提出する。

六・五 マーシャル・プランの発表。

八・二九 「英米統合占領地区」に対し「改訂工業水準計画」が決定される。

一一・二五―一二・二五 第五回外相会談（ロンドン）。

一九四八・二・二三―三・六 米、英、仏、ベネルクス六カ国ロンドン会談の第一段階、フランスはルールの

石炭鉄鋼生産の国際管理を提唱する。

四・二〇―六・二 六カ国ロンドン会談の第二段階、ルール国際管理に関するフランス提案は修正

の上、承認される。

一一・一〇 「英、米、法律七五号」が公布される。

一九四九・四・四―八・四 米、英、仏三国外相会談（ワシントン）、「占領規約」を決定する。三国軍政を

廃し、「高等弁務官府」を設置する。

四・三二 「ルール規約」が施行され、米、英、仏、ベネルクスによるルール国際管理が

導入される。

八・一四

西ドイツ連邦議会の第一回総選挙。

九・二〇

アデナウアー政府の誕生。

九・二一

「占領規約」の施行。

一一・二二

ベテルスベルグ協定が締結され、西ドイツはルールの国際管理機関への参加を認められる。

一九五〇・五・九

シューマン・プランの提唱。

五・一六

「法律二七号」(高等弁務官府)が公布される。

一九五一・四・一八

「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」(E.C.S.C.)を設立するパリ条約の調印。

一九五二・五・二六

ドイツ条約の調印により西ドイツの占領は終結、主権を回復する。

七・二三

E.C.S.C.を設立するパリ条約の施行、「ルール規約」ならびにルールの国際管理機関は廃止される。

(一) Wolfgang Benz, *Die Gründung der Bundesrepublik, Von der Bizone zum souveränen Staat*, München, 1986, SS. 201-210 を参考とした。

二 フランスの対ドイツ政策

フランスは戦後一貫してルール地域をドイツから引き離すこと、あるいはこの地域の国際管理を要求し続ける。フランスが、ドイツを一体として扱うポツダム条約の修正を執拗に迫ったのも、ルール地域の経済主権をドイツ政府に引き渡すことを拒むためであったことは明白である。

フランスのドイツ問題研究、対ルール政策の構想は一九四三年夏のアルジェ暫定政権の中から始まり、引き続き外務省の下でパリ解放から終戦の間に煮つめられた。ルールの問題解決がなによりもフランスの死活問題であるとの確信がその根底にあった。かつてJ・M・ケインズがヴェルサイユ条約を非難して喝破したように、一八八〇年代以降、ドイツこそヨーロッパ大陸諸国の貿易と決済のメカニズムの支柱となっていたのであり、ヨーロッパ諸国の戦後復興のためにはドイツ資源の利用が不可欠であることをフランスはよく認識していたのである。従ってドイツの軍事力に深い脅威を抱きつつも、フランスの新たな構想は、かつてのルール出兵のような強硬路線ではありえなかった。J・モネと暫定政権内での彼の信奉者是这样した認識を更にもう一步押し進めた。モネの「断片思考」(think piece)メモ(一九四三年八月五日付け)には、過去の路線からの断絶と未来のフランスの⁽²⁾とるべきイニシアチブが記されている。これによれば、クレメンソー流の方法はナシヨナリズムを高め、経済成長を阻害させ、戦争を導くだけであって、別の方法が求められねばならないとし、その方法とは大市場を開放し、軍拡競争の危機を取り除くことのできる新たな「ヨーロッパの実体」(European entity)を創設することだというのである。そうしてヨーロッパの中でこの使命を果たすことのできるのはフランスだけだというのである。モネの「新欧州秩序」ビジョンがほぼ戦後のフランスの公式の対ルール政策に踏襲されていくことになる。フランスはモーゲンソー・プランのドイツ工業の解体には断固反対の立場をとった。一九四五年三月に下した仏外務省の最終態度は、軍需工場の閉鎖とフランスの戦争被害への賠償を求めるが、ルールの経済活動の制限には批判的であり、コンツェルンの私有権剝奪はラディカルすぎて国営化につながるとして拒否するとういものであった。しかしこのフランスの方針には、一方でルール工業力がヨーロッパのために温存されることを認めつつも、ドイツの政治権力は抹殺しなければならないという矛盾した面がついて回った。この矛盾を解決する手段としてルー

ル重工業の監視と規制のための「組織的コントロール」(contrôle organique)が提唱され、このコントロールは仏独間の工業競争力格差が解消するまで続けられると主張されたのである。この時構想されたコントロールの具体的内容は、個別企業のレベルでの生産と販売の効率的なマネージメントを行うことであり、独占を解体することであり、さらにフランス軍が再編成されて強力になるまでドイツ占領を長期継続することであった。⁽³⁾

フランスのこのルール政策は、一九四五年一〇月、この地域を占領していたイギリスに対して初めて提示されることになった。それは次のような内容になっていた。⁽⁴⁾ライン以东の炭層地帯全域を含む地域がドイツから独立した政府を持ち、仏、英、ベネルクス代表から構成される国際機関に監視され、米、ソ連によってその中立性と独立を保証される。この新国家は独自の関税と通貨を持つ。独自政府の樹立により占領体制が弱められるため、この地域の住民はドイツの他地域より恵まれた行政を受けるであろう。この地域では大幅の貿易黒字の発生が予想されるが、黒字の処分についてはある程度国際的統制を受けることになろう。賠償金の一部はこの地域からも支払われねばならないし、余剰石炭をヨーロッパ復興のために利用する過渡的取り決めが結ばなければならないからである。それでもなお残る貿易黒字分についてはその処分をルール政府とドイツ政府の間の貿易協定交渉に委ねることになる。おおよそ以上の内容であった。

イギリスはこの提案をすべての点に渡って拒絶した。ルール地域の貿易黒字はイギリスの占領費用に充当されるべきである、そもそもルールのドイツ切り離しはドイツ経済の弱体化を恒久化させ、そのことはソ連の立場を強化させるだけであるというのがその理由であった。アメリカにとってもこの提案はドイツを統一体として扱うポツダム条約に抵触することになり、受け入れることができなかった。ソ連はこの提案の意図を、ドイツの資源を西側ブロックにつなぎ止めておこうとするものであり、東側ブロックへの賠償支払いにストップをかけようと

するものと見た。

フランス提案の経済上の意図は、この提案の主旨をアメリカに説明しその賛同を得るために派遣された仏外務官僚M・クーベ(Maurice Couve)がアメリカ側に明瞭に述べている。「安全保障上の目的とともに、我々はルールの犠牲の上にフランスの鉄鋼生産を増加させることを望んでいる。⁽⁵⁾」ドイツの鉄鋼生産を抑制し、その生産に投入されたであろう石炭、コークスをフランスに輸出させるといふあからさまなフランスの要求は、一九四七年春のモスクワ外相会談の席上で仏外交官のH・アルファン(Hervé Alphand)によって初めて提案されることになる。それはこの時実施されていたモネの「近代化計画」の意図に他ならなかった。ルールの国際管理を執拗に求めるフランスには、この地域の石炭、コークスにますます頼らざるを得なくなつた歴史的背景があつたのである。

フランスの石炭鉄鋼業がドイツ炭、コークスに依存するようになったのは、一八九〇年以降ドイツ支配下のロレーヌにおいてこの地に産するミネット鉱石を原料とした塩基性鋼の大量生産が開始された時点に遡る。ミネット鉱石の溶解に最適であつたのはルール製コークスあるいはルールのコークス用炭(フランス内でコークス化される)であつた。第一次大戦後この地がフランスに帰属し、フランス鉄鋼業は世界有数の生産力をもつことになつたが、フランス国内でのコークス炭産出量はせいぜい北部(パ・ドゥ・キヤレ)の鉄鋼業に振り向けられる程度であり、東部(ロレーヌ)鉄鋼業のルールの石炭、コークスへの依存はその後においても変わらなかつた。ヴェルサイユ条約をめぐる交渉でフランスの要求する石炭、コークスの現物賠償をめぐるあれ程紛糾したにも拘らず、フランスのドイツ炭への依存度の正確な測定は出されていないが、一九二八年を例にとれば、一〇一〇万トンの銑鉄の生産のために一一〇〇万トンのコークスが使用されたが、そのうちドイツからの輸入分は三九〇万トンであつた。⁽⁶⁾ドイツ炭への依存はもちろん設備稼働率の推移に応じて変化する。稼働率の低下した戦間期には

ドイツからの輸入は落ちている。当時イギリスがコークスの輸出国であり、フランスは必要であればこれを輸入できたのであるが、イギリスのコークスは主としてスカンディナビア向けであった。第二次大戦後フランス鉄鋼業がフル稼働に入れば、石炭、コークスの輸入が増大せざるを得ないことは目に見えていた。しかも戦後イギリスはもはやコークスを輸出することはできなくなり、ルールは占領政策を受けてその生産は急減していたのである。やむを得ずフランスはザール炭の確保とアメリカ炭の輸入に依存せざるを得なかった。(一九四七年夏のフランスの国際収支危機はアメリカ炭の輸入が増大したためである)これに更にモネによる「近代化計画」が加わるのであるから、フランスの直面した資源供給のネックは一層深刻であった。

一九四六年三月にP・マンデスーフランス(Pierre Mendès-France)首相のもとで、「計画委員会」(Commissariat Général du Plan)委員長となったJ・モネの打ち出した「近代化計画」(Plan de Modernisation et d'Équipement)は、遅れたフランス工業を近代化し、その国際競争力を高めようとするものであって、とりわけドイツとの競争に打ち勝つことを目指していた。ここでは鉄鋼の増産が計画されるのであるが、それが実現される場合、かつてのドイツの鉄鋼の輸出分をフランスが代替することが想定されていたのである。しかもフランスの鉄鋼増産が実現するためにはドイツの石炭、コークスのフランスへの投入量の引き上げが予定されていた。他方、モネ・プランはアメリカの戦時経済がモデルになったといわれ、またモネが戦時中ヨーロッパへの物資支援のためワシントンで暗躍した経験から彼はアメリカの信頼を得ており、米借款を調達する彼の能力が重要な役割を果たした。アメリカは自国商品の輸入を可能とするフランス市場の開放と自由貿易政策をモネが実現してくれることに期待したのである。モネはマーシャル・プラン援助金のフランスへの導入や、アメリカに対しイギリスではなくフランスを欧州統合政策のパートナーとして承認させるのに多に貢献したかもしれないが、モネ・プラン

は国内政策で破綻を生じた。

モネ・プランの蹟きは石炭供給の問題から始まった。国営の「フランス石炭公社」(Charbonnages de France)が唯一の大生産体であったが、その経営は「計画委員会」の設立に携わった人々に委ねられた。国民は石炭の増産体制を支持したがコスト感覚に乏しかった。生産目標は一九四六年には五〇〇〇万トンに設定され、一九五〇年の目標は六五〇〇万トンに引き上げられたが、これらは到底達成されなかった。(実際には、一九四七年の産炭量は四七三〇万トンへと前年より減少し、一九四九年に五二〇〇万トンに回復したが、これは一九二九年水準をまだ下回っていた⁽⁸⁾)。生産は需要の変化に機敏に対応出来ず、一九四九年にヨーロッパ全体の石炭生産が増大して一時的な過剰供給になってもフランスの増産は続行されたのである。しかしモネ・プランの失敗の原因は国内炭の供給不足というよりも、鉄鋼業のエネルギー源としての外国の石炭、コークスの輸入の減少であった。既に述べたように、イギリスはコークス輸出が出来なくなっており、ドイツでは連合軍による生産制限のため採掘量そのものが減少していた。とはいえそもそもこのプランが目指した貿易自由化政策は種々の補助金に保護された国内炭の生産組織とどう調整をつけるかという困難な問題を抱えていた。

モネ・プランは鉄鋼業において二つの大型連続ストリップ・ミル圧延工場の建設のために巨額の資金を費やした。一つは東部ロレーヌにおける「ソシエテ・ロレーヌ・ドウ・ラミナージュ・コンティニュ」(SOLLAC ≡ Société Lorraine de Laminage Continu)のものであり、もう一つは北部バ・ドウ・キャレにおける「北フランス鉄鋼連合」(USINOR ≡ Union Sidérurgique du Nord de la France)のそれであった。これらの圧延装置は当時のヨーロッパで最大級のものであり、大量需要の見込める自動車と家電産業への薄板を低価格で供給することが出来た。モネはこの二つのコンツェルンを中心にしてフランス鉄鋼業を再編成しようと考えたのである。

モネ・プランによるコンツェルンの基盤整備は企業の経営権をめぐる国家と私的資本の対立を引き起こすことになった。国有化にまでは踏み切らなかったとはいえ、生産の増大や内外の経営拡張のために政府が介入するようになったからである。また原料価格、賃金の決定、資本調達も政府によって行われたため、経営側はモネ・プランに反発するようになってきた。遂に経営側は、一九四六年四月二一日の暫定立法に依拠して「フランス鉄鋼生産者コントワール」(Olefs=Comptoir Français des Produits Siderurgiques)のカルテルを結成して国家の経営介入に対抗することになる。このカルテルは法的には任意加盟組織であるが、三〇〇近いフランスのすべての鉄鋼業の経営体を傘下に治め、各経営の受注の配分を行うことになる。

こうしてモネの計画は効を奏さず、投下資金の浪費となってインフレを招き、この計画は一九五二年に放棄されることになる。しかしモネ・プランの意図(ルールの石炭、コークスを利用してフランスの鉄鋼生産を増大させること)はシュレーマン・プランに引き継がれていくことになった。

- (1) J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol., II, London, 1971, pp. 9-10, 早坂忠訳『ケインズ全集 第二巻 平和の経済的帰結』(東洋経済報新社、一九七七年) 一一四頁。

- (2) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 152

- (3) *Ibid.*, pp. 153-154.

- (4) A. S. Milward, *op. cit.*, p. 128.

- (5) *Ibid.*, p. 129.

- (6) *Ibid.*, p. 130.

- (7) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 138.

- (8) *Ibid.*, p. 141.

三 占領下ルールの石炭鉄鋼業

ルール地域はイギリスの占領下に入ったことからドイツの石炭鉄鋼業はまず英軍政の影響を受けることになった。英軍政の基本的立場は、ルール工業の「社会化」、農地改革、労働組合の全国組織の設立といった民主化政策を始めとする経済問題をドイツ人の自由な決定に任せようとするものであったといわれるが（A・S・ミルウオードの見解⁽¹⁾）、その真偽は別としてドイツ人への権限委譲は統一ドイツ政府の樹立を早めることになり、ルールのドイツからの分離を求めるフランスにとっては脅威であった。しかしこうしたフランスや、ソ連の反対にもかかわらず、より広範な政府組織が樹立されねばならないという点では米、英の見解は一致したのであり、石炭危機が深刻になったのが契機となって、一九四七年一月に「英米統合占領地区」が成立することになる。「英米統合占領地区」の成立によりルールの石炭鉄鋼業の将来の方向はイギリスではなくアメリカの意向に決定的に左右されるようになってくる。そしてドイツの弱体化政策の放棄はこの時まさにマーシャル・プランを準備していたアメリカから提起されて来るのである。⁽²⁾以下この地域での動向を石炭と鉄鋼業とに分けて検討してみよう。

まず石炭について。ドイツの余剰石炭の配分については原則的には国連の機関に属する「欧州石炭組織」（ECCO=European Coal Organization）に委託されたが、実際大部分の石炭の処分は英軍政がコントロールするところとなった。一九四五年六月にイギリスは「北ドイツ石炭管理部」（NGCC=North German Coal Control）を設置し、その占領地域の全ての石炭鉱山を監視するとともに、同年十二月には全炭坑を接収した。その前の九月にはこれまでルール炭の販売を独占していた「ライン・ヴェストファーレン・石炭シンジケート」（Rheinisches Westfälisches Kohlsyndikat）に代えて、英軍政の意向を汲む「北ドイツ石炭配給事務所」（North German

Coal Distribution Office) が設置された。占領期には石炭の不足が一貫して続き、大きな社会不安を起こした。石炭の不足は産炭量が減少したためである。これは戦災による炭坑破壊の影響もあったが、それは過大評価出来ない。敗戦時に活動停止に陥った炭坑は一〇～一五%であり、さらに採掘設備は戦災からはほぼ無傷で免れたからである。むしろ労働者の栄養水準とモラルに関わる問題が重要であった。四分の三の人員が戦争に取られたうえに、残った労働者は高齢化と過労で生産力が低下していた。従って英占領軍の石炭政策はまず労働力を確保することであった。さらに食料不足と労働士気の低下のために労働生産性はかつての半分に落ち込んでいた。これらの事情に若干の改善が見られた後には、こんどは投資不足から来る、設備の老朽化が生産のボトル・ネックになった。送風系統及び排水管系統の故障、落盤、車両事故が頻発し、その修理のたびに生産時間のロスが大きくなっていった。

一九四七年七月、八月にアメリカはワシントンにおいてルールの石炭生産を欧州復興に必要なレベルにまで引き上げる意図を抱いてイギリスとの石炭会議を開いている。この会議への出席者は二国の技術専門家、外務官僚、軍政担当者であったが、席上アメリカ側から英軍政に対しルールの鉱山管理の失敗への非難が集中した。この会議の結果、アメリカは「英米統合占領地区」でのイギリスのドル建て債務を肩代わりすることの見返りにイギリスに対し、この地区の外国貿易の全権を「統合輸出入機関」(J E I A = Joint Export Import Agency) に委任すること、ルール鉱山の管理権を放棄し、これをドイツ人の信託組織に委ねることを承認させた。鉱山所有権については、法律条文の上ではドイツ人もこれを決定しようとなっていたが、事実上の決定権は占領軍が握っていた。こうしてイギリスはルール鉱山の直接管理権を放棄することで、ルール重工業の「社会化」を促進するチャンスも失ったのであって、鉱山の所有権問題の解決はアメリカの手に委ねられたのである。

炭坑の設備上の困難はまず「通貨改革」(一九四八年六月)により改善が始まった。一九四九年と一九五〇年にはマーシャル・プランの援助資金の投入(四億五〇〇万マルク)が見られ、一九五二年には「投資援助法」が実施され、この分野での大量の資本投資が可能とされた。一九五二年に産炭量は戦前水準にまで回復した。この分野での共產主義運動の浸透とそれに対抗する「社会化」の動きが労働現場に混乱を持たらしていたが、そのことがどれだけ生産低下につながったかはよくわからない。

これに対して鉄鋼業では生産不足が深刻な問題になることはなかった。鉄鋼業ではしばらくドイツ人の経営が存続を許されたが、ドイツの「鉄鋼管理庁」(Verwaltungsamt für Stahl und Eisen)は英軍政の従属下に置かれた。そして一九四六年八月には全ての鉄鋼工場の所有権が差押えられ、イギリスの「北ドイツ鉄鋼管理部」(North German Iron and Steel Control)にその管理が委ねられた。しかしイギリスにとって占領経費は重い負担となり、このことがまずドイツの鉄鋼の生産制限を緩和する誘因となった。ポツダム条約はドイツの鉄鋼生産に懲罰的な生産制限を課したが、さらに連合国側はコンツェルンの解体と設備撤収(デモンタージュ)によりドイツ鉄鋼業の発展を規制しようとした。⁽⁴⁾「工業水準計画」(一九四六年三月)でドイツに許された鉄鋼生産の上限は七二〇万トンであり、翌年八月の改訂によってもそれは一〇七〇万トンに引き上げられたに過ぎない。(一九三八年のドイツ鉄鋼生産は二二六〇万トンであった。)また実際の生産高は、一九四六年には二五〇万トンであった。その後の発展は遅々としており、一九四八年になっても戦前水準の六〇〜八〇%に回復するに留まっていた。⁽⁵⁾従って英占領軍の鉄鋼業政策はその生産を制限することではなく、維持することであった。ルール鉄鋼業のコンツェルン経営者にとってイギリスの占領政策が経営の致命的障害になることはなかった。一九四五年六月三〇日に鉄鋼業六大コンツェルンがカルテル関係を解消したため、「粗鋼連合」、「鉄鉄団体」、「鋼管団体」その他

のシンジケートは消滅することになった。しかし他方英軍政はその一カ月前に占領部隊に物資を供給するカルテルには容認令を発令していたのであって、シンジケートの消滅は名目上に過ぎなかった。六大コンツェルンも同年九月には英占領軍の要請に基づいて、「鉄鋼業経済連合」(VAGS I = Wirtschaftsvereinigung der Eisen- und Stahlindustrie)を結成し、以降この連合が生産者の利害の公式の代弁者として機能するのである。一九四五年一月三〇日の晩に七五名の経営者が英軍政により一斉逮捕されるという事件もあって工業指導者と英軍政の間が一時険悪になったこともあるが、イギリスは基本的に政策運営をドイツ人の決定に委ねる方針であった。「北ドイツ鉄鋼管理部」はドイツ人による信託機関を創設して、そこにコンツェルン解体とその編成替えを決定する権限を与えたのであるが、英軍政はかつて「合同製鋼」(Vereinigte Stahlwerke)の監査役であったH・ディンケルバッハ(Heinrich Dinkelbach)をその責任者に任命した。ディンケルバッハはドイツ経済のカルテル体質に批判的な数少ない経営者であり、この機会をコンツェルン解体による規模の適正化、共同決定の導入の絶好の機会と考え、「ディンケルバッハ・プラン」と呼ばれる事業分案割(Operation Severance)を提出する。しかし彼のプランは鉄鋼コンツェルン経営者との間にカルテルの是非をめぐる激しい論争を引き起こした。信託機関は腐心して事業分割案を取りまとめたにもかかわらずこれを実現することもなく、一九四八年一月、「英、米、法律七五号」(英、米占領軍による新たな再編案)が発令されたことによって、その使命を終えたのである。

イギリスはドイツのマーシャル・プランへの参加を認める見返りとして設備撤収の要求を出す。矛盾するといえアメリカはヨーロッパ復興を支障なく果たすためこれを黙認せざるを得なかった。そのことがドイツ人大衆の反発を招きアデナウアー新政権を苦況に陥れたことも事実である。デモンタージュ政策が最終的に放棄されるのは、一九四九年一月のベテルスベルグ協定においてである。当初デモンタージュ・リストに載せられたの

は、「英米統合占領地区」で六八二工場、仏占領地区で二三六工場であったが、この合計九一八件のうち一九四八年六月までに実際に撤収されたのは五〇〇件ほどであった。⁽⁶⁾アメリカが設備撤収の方針を転換するきっかけになったのが一九四九年一月の「ハンフリー・レポート」の公表であった。これはアメリカの鉄鋼企業関係者の調査団（ウォルフ・ミッション）報告であり、世界的な鋼材不足の中でのデモンタージュの無意味なことを説き、生産増加のための技術改良を提唱している。そしてデモンタージュ・リストに載った企業のうち一六七経営をリストから撤回することを勧告した。

- (1) A. S. Milward, *op. cit.*, p. 139.
- (2) アメリカの対ドイツ政策の転換に影響力を及ぼした経済学者として、国務省の「戦略サービス局」(OSS=Office of Strategic Services)においてヨーロッパの経済分析に従事していた、C. H. キンドルバーガーとW. W. ロストウを指摘しよう。⁷ Charles P. Kindleberger, *Marshall Plan Days, London et al., 1987* 及び C. P. Kindleberger, *The German Economy, 1945-1947, Charles P. Kindleberger's Letters from the Field, London, 1989* を参照。
- (3) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 180.
- (4) アメリカによるドイツ鉄鋼業に対するコンツェルン解体政策については、戸原前掲書の他に、小林賢齊『西ドイツ鉄鋼業—戦後段階—戦後合理化—』(有斐閣、一九八三年)を参照。
- (5) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 190.
- (6) *Ibid.*, p. 209.

四 ルールの国際管理とシューマン・プラン

一九四五年九月、一〇月のロンドン外相会談でのルール問題についての交渉失敗のあと、フランスは一九四六年冬のモスクワ外相会談においてG. ビドー(Georges Bidault)外相があらためてルールの国際管理構想を提

出する。これに加えて、この会談ではフランスがルールからより多くの石炭を獲得するという目的を達成するために三百萬トン分の塩基性鋼の生産能力をルールからロレーヌに移転することを要求した。⁽¹⁾ いわゆる「アルファン計画」(Alphand Plan)である。V・オリオール(Vincent Auriol)首相もフランスの石炭不足の窮状を切々と訴えたのであるが、またもこれらのフランス提案は英、米の賛同を得られなかった。フランスにとってモスクワ会談での唯一の収穫は、「アルファン計画」を撤回する代わりに「スライディング・スケール協定」を英、米に飲ませたことである。この協定はフランスでの生産の上昇に応じて石炭輸入とそこに占めるルール炭のシェアの引き上げを認めるものであった。しかしこの措置は最低限の石炭供給を保障したにすぎず、意味のある事態の改善とはいえなかった。

フランスがルール問題をめぐって英、米の方針と対立していた状況が転機を迎えたのはマーシャル・プランの開始以降のことであった。フランスとしてはルールのドイツからの分離の要求は撤回するとしても、ルールの石炭、鉄鋼の処分権をドイツ人のみに委ねることは避けたい所であった。表向きの理由はルールの資源が対仏戦争に再び使用されないという保障がないということであったとしても、自国の「近代化」のためにこれの処分に関与したいというのが真の理由であったろう。しかし、一九四七年夏のワシントンにおける英、米の石炭会談で事実上イギリスの「社会化」案が葬り去られたこと、そしてルールの石炭の処分についてはドイツの自己決定にまかせられる方針が打ち出されたことはフランスにとっては望ましい事態ではなかった。アメリカが「社会化」に反対するならば、ルールの国際管理にも賛成しがたいであろうからである。英、米のこの方針を受けて、フランスは、自国がドイツ問題に関して英、米の方針を拒否し続けることはもはや許されないと認識し、一九四八年初頭に始まったロンドン外相会談の場で英、米と協調しつつこの問題について自らイニシアチブを取るよう

に転換していく。さらにフランスは独自に永年敵対し続けてきたドイツと交渉をもつ方向に転換した。ロンドン外相会談においてルールの国際管理のためのフランス案は修正を受けた上で承認され、「ルール国際機関」(International Authority for the Ruhr)が設置されることになる。この機関は後の「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」の先駆となったものであるが、その機能をほとんど有効に果たすことができなかった。

「ルール国際機関」は、米、英、仏、ベネルクス、それに西ドイツ(政府が樹立される前は占領当局が代理)の代表者から構成され、その課題はフランスの原案によれば、経営者の任命、生産計画の承認、工場の監視、石炭、コークスの国内消費と対外輸出の割合の決定とされていたが、後の修正でその権限が大幅に縮小された。しかも一九四八年一月一〇日に発令された「英米統合占領地区」の石炭鉄鋼業の再編成のための「英、米、法律七五号」が、この工業の所有権は将来の自由選挙で選ばれたドイツ政府に帰属する決定を下したため、「ルール国際機関」を通じてドイツの資源をヨーロッパに編入しようとするフランスの意向は初発から挫かれてしまった。アデナウアー政権の成立(一九四九年九月二〇日)以前は占領当局によってこの機関への西ドイツの議決権が行使されたのであるが、ドイツ人による新政権がこの機関の支配に服するかどうか不確定であった。一九四九年九月二〇日にアデナウアー政権が樹立されると、「英米統合占領地区」の「経済評議会」(Wirtschaftsrat)と「行政評議会」(Verwaltungsrat)は解消され、英、米、仏の三軍政に代わって文民の「高等弁務官」(High Commissioner)が着任する。この「高等弁務官」により、西ドイツは「ルール国際機関」の正式メンバーとなることに同意が与えられるのであるが、この加入に対して国内では野党SPDの反対があった。SPDはこの機関の強い影響力の行使を恐れたのであるが、この機関には実質的に何の権力もなかったことのほうが問題であった。致命的だと思われるのは、この機関がルールの経営体と直接コンタクトを持つことができず、連合国の「高等弁務官府」に仲

介してもらわなければならなかったことであろう。実はフランスはアメリカに対して「連合国石炭鉄鋼コントロール委員会」(Allied Coal and Steel Control Boards)のすべての権限を「ルール国際機関」に移管するように働きかけたのであるが、アメリカはそれらの権限は「高等弁務官」に帰属するという主張を曲げなかったのである。その後一九五〇年五月の外相会議の場で再度フランスは「高等弁務官」の有する権限の中で、資源配分の決定とカルテル解体の命令権を「ルール国際機関」に委譲する提案を行っているが、米國務省と「経済協力管理局」(ECA=Economic Co-operation Administration)はこれを受け入れなかった。こうした対立を背景にしてシューマン・プランが提唱されてくることになるのである。

一九五〇年五月九日にシューマン・プランが提唱された背景には、国際上の要因あるいはフランスとヨーロッパの内部要因、しかも政治的、経済的なそれといった実にさまざまな要因が指摘されうるだろう。国際上の要因では、アメリカが欧州統合のパートナーとしてイギリスを見限って、フランスのリーダー・シップに期待をかけるようになった点が挙げられよう。この考えは新國務長官 D・アチソン (Dean Acheson) によって、一九四九年一〇月二一日にパリで開催されたヨーロッパ駐在のアメリカ大使会議において明らかにされたものである。この構想は同年のイギリスの一方的なポンド切り下げを受けて一層強固にされた。アチソンはシューマンに対して欧州統合のために西ドイツとの和解策を進めることを個人的に慫慂している。

欧州の側においても政治的統合を求める様々な運動がこの時期に活発になってくる。一九四七年にはこうした熱意のある運動家が結集して、「欧州連邦主義者連合」(European Union of Federalists)を設立しているし、一九四八年の「ハーグ会議」はヨーロッパ統合の考えを宣伝する演説会となった。この「ハーグ会議」からヨーロッパ・カウンシルが生みだされ、それが今日の「欧州議会」の原型となった。ある世論調査によれば、占領下

ドイツにおいても過去の戦争犯罪に対する自己嫌悪から国益を犠牲にしても統一ヨーロッパ構想を指示する住民の多かったことが明らかにされている。⁽²⁾

シューマン・プランの提唱に影響のあったと思われる経済的要因としては、まず一九四九年に仏独の鉄鋼企業の中に一九二〇年代に構想された仏独協定のための「セドゥー提案」(Seydoux Plan)を再び提出しようとするオビオン・グループが形成されたことがある。この「セドゥー提案」は第一次大戦後のドイツ鉄鋼業の復興のためにフランスによる投資を促したものである。既出のH・ディンケルバッハやCDUの鉄鋼連合スポークスマンであるR・レール(Robert Lehr)が公式にこの構想に支持を表明した。さらに一九四九年の二月と四月にブリュッセルとウェストミンスターで開催された欧州統合運動の会議において統合ヨーロッパ機関の設立されることの可能な工業分野として石炭鉄鋼業が選ばれたことが指摘できる。フランスの社会主義者A・フィリップ(André Philip)が両会議を熱心に支援したのであるが、彼の支持を得るために、この会議では設立されるべき石炭鉄鋼業のヨーロッパ機関の運営委員には労働組合の代表が入るものとされた。フィリップはヨーロッパ・カウンシルの経済委員会の中の基幹産業のためのサブ委員会の責任者となり、ヨーロッパ鉄鋼業に対して投資や価格や生産のアドバイスを与える公的機関を設立するよう求めていくようになる。さらに周知のように、フランスのモネ・プラン(「近代化政策」)とそれを生み出した「計画庁」の影響がシューマン・プランには色濃く反映しているといわれるが、この事実はモネの関与したこの二つの施策が丁度このときフランス国内では存亡の危機に瀕していたことと無縁ではない。シューマン・プランはフランス国内では放棄されようとしている「近代化政策」をヨーロッパの舞台で生かそうとした計画でもあり、モネによって立案されたといわれている。⁽⁴⁾ またモネにとっては二つの連続ストリップ・ミル延工場の導入によって今後フランス国内では鋼板の供給過剰の恐れがあり、従って

ヨーロッパ全体での生産と市場の調整が必要であると考えていたのであった。

シューマン・プランの発表の前日、アチソンはロンドン外相会談へ出席するためパリに立ち寄っており、この時シューマンは翌日に閣議を説得してプランの発表が可能になったことを伝えているのである。同日の夕刻、同様にパリに来ていた米「高等弁務官」のJ・マクロイ (John McCloy) にもシューマン・プランの内容が説明されている。アメリカ側、とりわけマクロイの同意を取り付けることは重要であった。フランスは連合国の「高等弁務官府」の承諾なしには西ドイツと交渉に乗り出すことが不可能であったからである。シューマン・プランの骨子は、仏独の全石炭鉄鋼生産を一つに統合された「超国家機関」(High Authority) の運営に委ねることである。この「超国家機関」の任務は、生産を近代化すること、共同市場の内部で平等の条件のもとで石炭、鉄鋼を供給すること、全体の輸出を拡大すること、労働条件、生産条件を平等にすることであった。具体的には、投資誘導、価格共通化、輸送運賃の平準化といった政策を実施することを意図したものであった。「超国家機関」の導入は経営の所有権の問題と抵触するものではなかったが、「ルール国際機関」の有する権限はここに委譲されたと考えられた。アメリカの承認を得る上で最大の問題は、このプランが古い保護主義のカルテルの復活と受け取られかねないことであった。モネの関係者がマクロイへの説明で強調したことは、これが戦前の「国際鉄鋼カルテル」とは異なること、市場の拡大と生産の合理化により生産増大を目的とするものであるということであった。アメリカ側ではECAやA・ハリマン (Averre Hariman) がモネ側の説明に理解を示したが、シューマン・プランの交渉過程を通じてアメリカの疑念が消えたわけではなかった。その後朝鮮戦争の没落によりアメリカによるドイツ再軍備政策が浮上したとき、アメリカはフランスを懐柔するために見返りとしてシューマン・プランを承認せざるを得なくなった。

ヨーロッパでの受けとめ方はどうであつたか。アデナウアーは「占領規約」に基づくドイツの主権侵害を一刻も早く除去することを最大の外交課題としており、周知のようにドイツを西側ブロックに組み入れることによってこの課題を解決しようとしていたから、シューマン・プランを即座に受け入れた。また「ルール国際機関」がシューマン・プランの交渉中もその機能を行使し続けていたことがプラン受け入れのドイツへの圧力となった。

モネは交渉相手のW・ハルシュタイン (Walter Hallstein) に対して、西ドイツがシューマン・プランの基本的立場を受け入れるならば、この機関を廃止する準備のあることを表明した。イギリスではその検討を付託されたE・プロウデン (Edward Plowden) の肯定的判断にもかかわらず、英外務省は「超国家機関」への主権の委譲を認めることができず、これへの参加には応じなかった。フランスの鉄鋼シンジケートはドイツとの不利な条件(石炭輸送の二重運賃制)⁽⁵⁾での競争、国内産業への国際的介入への不安からシューマン・プランへの反対行動を起したことは有名であるが、彼らはドイツからの安価な石炭の輸入を可能とするこのプランを基本的には支持したのである。彼らはフランス鉄鋼業の利害関係者をバリ交渉の場に送り込もうとしたが、モネは「超国家機関」の政策決定が産業利害に干渉されることを拒否したため、これは実現されなかった。他方シャティヨン・コメントリー (Châtillon-Commentry) の支配人A・アロン (Aron) のように個人の資格でフランスの交渉団に加わった産業人もいる。

シューマン・プランをめぐるバリ交渉は難航を極めた。ほぼ一年の交渉を経てヨーロッパ石炭鉄鋼条約が調印されたときには、それはモネの原案からかなり隔たったものになっていた。交渉はモネの提出した「作業文書」(Document de Travail) に基づいて進められたが、予定されている政策について「超国家機関」の権限がどこまで及ぶかをめぐって各国代表の利害が対立した。まず賃金の平準化については最高水準にあるベルギーがこれ

に積極的であったが、フランス、ドイツの反対に合い、「超国家機関」の権限は賃金切りつめの禁止に限定されることに落ち着いた。投資誘導についてはフランスを除くすべての国が反対であった。従って、「超国家機関」のこの権限には大幅な制限が加えられた。生産コントロールは生産が過剰であるか、過小であるかいずれの場合にも実施されるものとなった。価格政策は最も紛糾した分野である。標準価格設定の基準を最劣等企業のコストにとるのか、あるいは平均企業のコストにとるのかという問題、また価格設定の「基準地」(basing-point)を何箇所定めるのか、それが適用される範囲をどの程度に広げるのかといった問題が未解決のままに残された。カルテル(「地域グループ」と呼ばれた)の編成については結論が得られなかった。結局これに規制を加えるためにはせいぜい独占禁止条項を盛り込むことしか出来ず、この点についてはアメリカの援助者の専門知識に頼ることになった。米財務省のW・M・トムリンソン(William M. Tomlinson)を始めパリの米大使館内には若手のワーキング・グループが形成され、モネに助言を与えていたのである。

ECS Cが発足しても当初それは共同市場としては不完全なものでしかなかった。そもそも共同市場の完成までに五年間の猶予期間が設けられたため、イタリアはこの期間従来通りの関税をかけて国内の中小の、コストの高い鉄鋼業を温存させたし、条件の不利なベルギーの石炭鉱山はドイツとオランダの同業者から暫定的な補助金を獲得できた。石炭の二重価格制は廃止されたが、鉄道の運賃率の国内線と外国線の格差は残った。例えば、ローヌへ石炭、コークスを運搬する場合、ルールからブファルツ経由でドイツ鉄道により運搬したほうが、北部パ・ドゥ・キヤレからフランス鉄道で運搬する場合より安上がりであった。賃金の平準化についてもオランダとイタリアの低賃金国が加盟したのであるからその達成はあまりに困難であった。鉄鋼価格の各国間の乖離が、売上税や販売税や輸出リベートの課税によって引き起こされている場合、各国間で国内税率の調整をはかって価格

を平準化することは至難であった。また独仏間で懸案となっていたドイツ炭の輸出価格の差別的設定を除去せようとする問題も、差別価格が石炭不足から来る需要、供給の不均衡の問題と関連しているのであって、行政的介入よりもむしろ市場均衡の回復により解決されるべき問題であった。

ところでこの間一時的とはいえドイツの鉱山と製鉄の一貫経営が連合国命令による制限をうけて、鉄鋼メーカーによる石炭生産への介入が後退するという状況が出現していた。集中排除の問題はECS Cの「超国家機関」にとっても自らの政策遂行上重要であったはずである。しかしドイツのコンツェルン解体はECS Cの成立によって引き起こされたのではなく、「英、米、法律七五号」、およびフランスも加わって修正された「法律二七号」に基づく占領国の集中排除政策の結果であった。とくに「法律二七号」によって鉄鋼メーカーは原料の石炭を七五%までしか自己生産出来なくなったが、これにより、西ドイツのコークスはその一六・五%のみを自国の鉄鋼メーカーに供給することが許されるに留まった。これはフランス企業にとってドイツのコークスを獲得するチャンスが増えることを意味する。フランスのイニシアチブにより設置された「ルール国際機関」よりも、元来英米占領軍によって計画されたコンツェルン解体政策のほうがフランスに有利な状況を生み出したことは皮肉な結果と言わざるを得ない。⁽⁷⁾ところでECS Cの「超国家機関」はその事業展開の中で、資本の集中が企業の競争力を高める点に注目するようになり、合理化の名目により大型の企業合併を許可していく。一九五五年には次の二件の大型合併が「超国家機関」の許可を受けて実現している。「ドルトムント・ヘルダー精練所連合」(Dortmund Hoerder Hütten Union)と「ホワルド造船」(Howald shipyards)の合併と、ベルギーの二大石炭鉄鋼機械企業である「コックリル」(Cockeril)と「ウグレ」(Ougree)の合併である。他方、集中排除法によって事業所の分割がなされた場合でも、ドイツの場合複数企業での役員兼務のような事業慣行のために関連企業間でのカル

テル体質が払拭されない場合もあった。たとえば石炭の全ドイツ販売シンジケートである「ドイツ石炭販売」(Deutsches Kohlen-Verkauf)は、一九五一年の二月の行政命令によって事業分割を命じられたが、人員上、業務上の結合が強く、分割は骨抜きにされてしまった。こうした業務慣行の前に、「超国家機関」の監視と規制は限界を画してしまったのである。

- (1) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 157.
- (2) A. S. Milward, *op. cit.*, p. 393.
- (3) J. Gillingham, *op. cit.*, p. 231.
- (4) *Ibid.*, p. 232.
- (5) 石山前掲論文を参照。さらに中木康夫『フランス政治史、中』(未来社、一九七五年)二二五～六頁の評価を参照。
- (6) ECSCにおけるベルギーの地位については、小島前掲論文参照。ちなみに A. S. Milward, *The European Rescue of the Nation-state*, London, 1992 の該当箇所を参照。
- (7) A. S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe, 1945-51*, p. 411 での記述を参考にしたが、シルウオードの分析にはイギリスの立場を擁護するという傾向が見られる。

まとめ

ECSCの成立に至る仏独の経済関係を見る限り、また本稿では詳しく検討されなかったがECSC六カ国の共同市場としての不完全性を思えば、ECSCが後のヨーロッパ統合にストレートに結びついたと考えるわけにはいかない。本稿で見たようにフランスの対ドイツ政策はモネの「近代化」プランとの関連で展開されることになったのである。シューマン・プランはフランスの対ドイツ有和政策への転換の象徴と見なされがちであるが、同時にフランスはドイツ占領の放棄を意図していなかったのであり、その冷徹な側面を見落とすわけにはいかな

いであろう。フランスは、まずルール地域のドイツからの分離、独立を主張し、次にその国際管理を提唱し、最後は「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」のなかにドイツを取り込もうとした。こうした二転、三転は、英、米、ソ連の他の連合国の対ドイツ政策の方針との角逐の結果であった。イギリスは設備撤収を、アメリカはコンツェル解體を手段としてドイツの戦後処理に取り組んだが、両国は基本的にドイツ人に政策の決定を委ねること、統一ドイツ政府の樹立を目指したという点で共通し、フランスと異なっていた。フランスの提案は二転、三転しつつも、一貫していたのは、ルールの石炭、コークスを「近代化計画」のためにいかに確保するか、「近代化計画」の結果鉄鋼生産がフランス国内で過剰となった場合これをいかにドイツ市場に販売するかという視点である。そのためにはドイツの資源配分の決定権がドイツ以外の国にも与えられることが必要であった。フランスがドイツ占領の長期化を望んだのはそのためであった。このようにシューマン・プランは直接には第二次大戦の戦後処理の延長上に生じた。

しかしシューマン・プランが生み出された背景には、「地政学」上の問題がある。ベルギー、ルクセンブルグを真ん中にして、ドイツ西部とフランス東部と北部に囲まれた三角地帯に石炭層と鉄鉱床が集中し、しかも歴史的に国境が再三変更されたためにこの地域に立地する石炭鉄鋼経営が相互補完関係を形成したり、あるいは宿命的に競争関係に立たざるを得なかったという事情である。ロレーヌとルールの場合がそうである。戦前にはすでに「国際鉄鋼カルテル」が形成されていた。そうしてみるとE.C.S.C.の出現はより長期的な動向の中に位置付けられねばならないだろう。同時にしかし、経済的利害を度外視して、第二次大戦後の混乱のなかで様々なレベルでヨーロッパ統合を望む政治運動が起こっていたわけで、それらはまさにこの時期にE.C.S.C.が多く欠陥をかかえながらも成立しえた理由であろうと思われる。